

## 子ども・子育て支援金制度について（お知らせ）

令和8年度から社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みである子ども・子育て支援金制度が始まります。

子ども・子育て支援金について、国は健康保険組合等の医療保険者から健康保険料や介護保険料とともに徴収することと定めました。

つきましては、令和8年度から当組合においても、従来の健康保険料、介護保険料と合わせて子ども・子育て支援金を徴収することになりますので、お知らせします。

### 記

#### 1. 子ども・子育て支援金の開始時期

令和8年4月分保険料から納付となります。

※子ども・子育て支援金は、国の代わりに徴収し、納付するだけとなります。

#### 2. 支援金の用途

国がこども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施する財源となります。

#### 3. 負担（支援金率）について

支援金率は、健保組合や協会けんぽ等の被用者保険には、国が一律の率を示し、原則その率で徴収することになります。

被保険者に係る支援金の額は、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にその支援金率を乗じて得た額となります。

#### 4. 支援金率の決定時期について

今後、国が支援金率を決定しますが、来年の令和8年2月に開催予定の組合会で最終決定となります。

決定次第お知らせします。

以上